別表六の一一(十一)付表の記載要領第一号中「連結法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）附則第110条（連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第18条の規定による改正前の」を加える。

別表六の一一(十二)の表中「措法第68条の15の２第１項各号の該当号」を「措法第68条の15第１項各号の該当号等」に、「第　９　号」を「旧　第　９　号」に改め、同表の記載要領第一号中「第68条の15の２」を「第68条の15」に改め、「特例）」の次に「（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号。以下この記載要領において「平成22年改正法」という。）附則第111条（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同第一一号中「第68条の15の２第１項」を「第68条の15第１項（平成22年改正法附則第111条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同記載要領に次の一一号を加える。

３　「旧第９号」の各欄は、平成22年改正法附則第110条（連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年改正法第18条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15第２項又は第３項（情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表七(一)の表中「当　期　控　除　額（別表四「37の①」－（別表七(二)「11」又は「22」）を限度）」を「当　期　控　除　額（別表四「41の①」－（別表七(二)「11」又は「22」）を限度）」に、「欠　損　金　額（別表四「39の①」）」を「欠　損　金　額（別表四「44の①」）」に、「当　期　の　欠　損　金　額（別表四「39の①」）」を「当　期　の　欠　損　金　額（別表四「44の①」）」に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表七（一）　記載要領

１　この表は、法人が法第57条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）又は第58条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

２　「控除未済欠損金額　⑴」の欄は、次によること。

⑴　当該事業年度が法第57条第２項若しくは第４項若しくは第58条第２項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法（⑶において「平成22年旧法」という。）第57条第２項若しくは第５項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）若しくは第58条第２項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）の規定の適用を受ける事業年度である場合には、別表七㈠付表一「３」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該事業年度が法第57条第５項に規定する承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度である場合（⑴に該当する場合を除く。）には、同項の規定により当該法人の欠損金額とみなされる法第81条の９第６項（連結欠損金の繰越し）に規定する連結欠損金個別帰属額を記載すること。

⑶　当該事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（欠損金額とみなされたものを含む。）のうち、法第57条第８項若しくは第58条第３項又は平成22年旧法第57条第９項（法人税法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第51号）による改正前の法人税法施行令第112条第19項（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第58条第４項の規定によりないものとされる欠損金額及び同令第112条第13項第３号に定める欠損金額並びに当該法人が法第57条の２第１項（特定株主等によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等法人である場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額は、記載しないこと。

３　「災害により生じた損失の額の計算」の各欄については、法第58条第１項に規定する災害による損失が生じた場合に記載し、その明細を別紙に記載して添付すること。